

■マイナンバー制度開始により改訂となる主な非課税申告書・申込書一覧表

※下線箇所が、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)により、平成28年4月1日以降、加入員さまの個人番号の記載が不要となる書類です。

お手続き	帳票名	帳票番号	加入員さまの個人番号	事業主さまの法人番号(※)	備考
新規申込	財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄申告書 兼財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄申込書	31-145-67-50	申告書のみ要 (申込書は不要)	要	定期
	天引預入依頼書(年金) (財産形成非課税年金貯蓄申告書兼財産形成非課税年金貯蓄申込書)	31-286-02-50	申告書のみ要 (申込書は不要)	要	信託専用
	天引預入依頼書(住宅) (財産形成非課税住宅貯蓄申告書兼財産形成非課税住宅貯蓄申込書)	31-286-03-50	申告書のみ要 (申込書は不要)	要	信託専用
変更	財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄異動・勤務先異動申告書	新規	要	要	定期・信託
	諸変更届2 (財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄異動・勤務先異動申告書)	31-285-60-50	要	要	信託専用
	財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄限度額変更申告書	新規	不要	要	定期・信託
廃止	財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄廃止申告書	新規	不要	要	定期・信託
その他	転職者等の財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄継続適用申告書	31-145-07-00	不要	要	定期・信託
	海外転勤者等の財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄継続適用申告書(特別国内勤務申告書)	31-145-05-50	不要	要	定期・信託
	育児休業等をする者の財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄継続適用申告書(育児休業等期間変更申告書)	31-145-66-00	不要	要	定期・信託
	財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書	31-145-34-50 10-997-72-50	不要	要	※必要時に銀行より個別に送付
	財産形成年金貯蓄者の退職等申告書	31-145-06-00	不要	不要	定期・信託

※なお、個人事業主さまの場合は個人番号の記載は不要です。